

京都市告示第 266 号

京都市林産物需要拡大センター条例第 3 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市林産物需要拡大センターを臨時開所します。

平成 17 年 7 月 6 日

京都市長 梶 本 頼 兼

臨時に開所する日時

平成 17 年 7 月 13 日から同年 9 月 28 日の間の水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）の午前 10 時から午後 6 時まで

（産業観光局農林振興室林業振興課）